

食品衛生関係行政処分等事務処理要領の 一部改正（案）の概要について

令和5年（2023年）11月29日
長野県健康福祉部食品・生活衛生課

1 改正の理由

長野県では、食品衛生法等の規定に基づく必要な行政処分等の措置を行うため「食品衛生関係行政処分等事務処理要領」を定めていますが、食中毒における行政処分について合理的な処分内容とするため、新たな処分基準を定めるにあたり、広く県民の皆様からご意見を募集します。

2 改正の主な内容

- （1）処分基準に「その他必要な措置」を追加します。
- （2）営業以外の食品供与施設の改善命令の規定に根拠条文を追記します。

3 施行期日

決裁日から施行する。